

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七号）（行政・デジタル改革課）

一 趣旨

児童虐待防止対策の強化等のため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

知事の事務を補助する職員

七千百三十八人 ↓ 七千五百五十九人（+二十二一人）

公営企業管理者の事務を補助する職員

四百二十七人 ↓ 四百三十九人（+十二二人）

下水道事業管理者の事務を補助する職員

百七一人 ↓ 百十一一人（+十四一人）

三 施行期日

令和六年四月一日